

大阪地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 消費税及び地方消費税更正処分取消等請求事件
国側当事者・国(東税務署長)
平成21年12月3日棄却・控訴

判 決

原告	株式会社A
同代表者代表取締役	甲
同訴訟代理人弁護士	廣田 稔
同	松野 真
被告	国
同代表者法務大臣	千葉 景子
処分行政庁	東税務署長
	木本 正行
指定代理人	網田 圭亮
同	杉浦 弘浩
同	谷崎 文雄
同	石原 英之
同	三宅 淳也

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 処分行政庁が原告に対し平成18年11月29日付けでした原告の平成15年7月1日から同年9月30日までの課税期間に係る消費税及び地方消費税の更正処分のうち消費税の還付すべき税額530万5086円及び地方消費税の還付すべき譲渡割額132万6271円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分を取り消す。
- 2 処分行政庁が原告に対し平成18年11月29日付けでした原告の平成15年10月1日から同年12月31日までの課税期間に係る消費税及び地方消費税の更正処分のうち消費税の還付すべき税額314万0853円及び地方消費税の還付すべき譲渡割額78万5213円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分を取り消す。
- 3 処分行政庁が原告に対し平成18年11月29日付けでした原告の平成16年1月1日から同年3月31日までの課税期間に係る消費税及び地方消費税の更正処分のうち消費税の還付すべき税額785万9369円及び地方消費税の還付すべき譲渡割額196万4842円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分(ただし、いずれも異議決定により一部取り消された後のもの)を取り消す。

- 4 処分行政庁が原告に対し平成18年11月29日付けでした原告の平成16年4月1日から同年6月30日までの課税期間に係る消費税及び地方消費税の更正処分のうち消費税の還付すべき税額1120万8523円及び地方消費税の還付すべき譲渡割額280万2130円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分（ただし、いずれも異議決定により一部取り消された後のもの）を取り消す。
- 5 処分行政庁が原告に対し平成18年11月29日付けでした原告の平成16年7月1日から同年9月30日までの課税期間に係る消費税及び地方消費税の更正処分のうち消費税の還付すべき税額1419万1695円及び地方消費税の還付すべき譲渡割額354万7923円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分（ただし、いずれも異議決定により一部取り消された後のもの）を取り消す。
- 6 処分行政庁が原告に対し平成18年11月29日付けでした原告の平成16年10月1日から同年12月31日までの課税期間に係る消費税及び地方消費税の更正処分のうち消費税の還付すべき税額1001万8850円及び地方消費税の還付すべき譲渡割額250万4712円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分（ただし、いずれも異議決定により一部取り消された後のもの）を取り消す。
- 7 処分行政庁が原告に対し平成18年11月29日付けでした原告の平成17年1月1日から同年3月31日までの課税期間に係る消費税及び地方消費税の更正処分のうち消費税の還付すべき税額1049万8031円及び地方消費税の還付すべき譲渡割額262万4507円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分（ただし、いずれも異議決定により一部取り消された後のもの）を取り消す。
- 8 処分行政庁が原告に対し平成18年11月29日付けでした原告の平成17年4月1日から同年6月30日までの課税期間に係る消費税及び地方消費税の更正処分のうち消費税の還付すべき税額1817万4323円及び地方消費税の還付すべき譲渡割額454万3580円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分（ただし、いずれも異議決定により一部取り消された後のもの）を取り消す。

第2 事案の概要

本件は、中古自動車輸出販売業等を営む原告が、平成15年7月1日から平成17年6月30日までの課税期間に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）につき確定申告を行ったところ、処分行政庁が、ロシア人船員らが原告から購入した自動車を携帯品として旅具通関扱いを受けた場合につき、消費税法7条1項1号の消費税が免除される輸出取引（免税取引）に該当しないとして、上記課税期間の消費税等の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分を行ったことから、これらの各処分の取消しが求められた事案である。

1 関係法令の定め等

(1) 消費税法等の定め

ア 国内において事業者が行った資産の譲渡等には、消費税法により消費税を課す（消費税法4条1項）。資産の譲渡等が国内で行われたかどうかの判定は、資産の譲渡又は貸付けについては、当該譲渡又は貸付けが行われる時において、当該資産が所在していた場所による（同条3項1号）。

イ 事業者（消費税法9条1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が国内において行う課税資産の譲渡等のうち、本邦からの輸出として行われる資産の

譲渡又は貸付けに該当するものについては、消費税を免除する（同法7条1項1号）。

ただし、同法7条1項の規定は、その課税資産の譲渡等が同項各号に掲げる資産の譲渡等に該当するものであることにつき、財務省令で定めるところにより証明がされたものでない場合には、適用しない（同条2項）。

ウ 消費税法7条2項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたものとは、同条1項に規定する課税資産の譲渡等のうち同項各号に掲げる資産の譲渡等を行った事業者が、当該課税資産の譲渡等につき、所定の書類又は帳簿を整理し、当該課税資産の譲渡等を行った日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間、これを納税地又はその取引に係る事務所等の所在地に保存することにより証明がされたものとされている（消費税法施行規則（平成17年財務省令第36号による改正前のもの。以下同じ。）5条1項）。

そして、課税資産の譲渡等が消費税法7条1項1号に掲げる輸出として行われる資産の譲渡又は貸付けである場合の上記書類又は帳簿は、当該資産の輸出に係る保税地域の所在地を所轄する税関長から交付を受ける、①輸出の許可（関税法67条に規定する輸出の許可をいう。）若しくは積込みの承認（同法23条2項の規定により同項に規定する船舶又は航空機（本邦の船舶又は航空機を除く。）に当該資産を積み込むことについての同項の承認をいう。）があったことを証する書類、又は、②当該資産の輸出の事実を当該税関長が証明した書類で、当該資産を輸出した事業者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は事務所等の所在地、当該資産の輸出の年月日、当該資産の品名並びに品名ごとの数量及び価額、並びに当該資産の仕向地が記載されたもの（以下「税関長証明書類」という。）とされている（消費税法施行規則5条1項1号）。

エ 輸出物品販売場を経営する事業者が、外国為替及び外国貿易法6条1項6号に規定する非居住者に対し、政令で定める物品で輸出するため政令で定める方法により購入されるものの譲渡を行った場合には、当該物品の譲渡については、消費税を免除する（消費税法8条1項）。

ただし、同法8条1項の規定は、同項の譲渡をした輸出物品販売場を経営する事業者が、当該物品が非居住者によって同項に規定する方法により購入されたことを証する書類を保存しない場合には、適用しない（同条2項）。

輸出物品販売場の経営を行うには、当該事業者の納税地を所轄する税務署長の許可を受ける必要がある（同条6項）。

(2) 関税法等の定め

ア 輸出とは、内国貨物を外国に向けて送り出すことをいう（関税法2条1項2号）。

イ 貨物を輸出しようとする者は、政令で定めるところにより、当該貨物の品名並びに数量及び価格その他必要な事項を税関長に申告し、貨物につき必要な検査を経て、その許可を受けなければならない（関税法67条）、当該申告は、所要の事項（①貨物の記号、番号、品名、数量及び価格、②貨物の仕向地並びに仕向人の住所又は居所及び氏名又は名称、③貨物を積み込もうとする船舶又は航空機の名称又は登録記号、④貨物の蔵置場所、⑤その他参考となるべき事項）を記載した輸出申告書を税関長に提出してしなければならない（関税法施行令58条本文）。ただし、税関長において当該貨物の種類又は価格を勘案し上記事項の記載の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める事項の記載を省略させ、また、当該貨物が旅客又は乗組員の携帯品であるときは、口頭で申告させることができる（同条ただし書）。

(3) 関税法基本通達の定め

ア 関税法基本通達（平成17年財関779号による改正前のもの。以下同じ。）67-2-7は、本邦から出国する旅客又は船舶若しくは航空機の乗組員が携帯（別送を含む。）して輸出する貨物で同通達が定める要件を満たすものについては、同通達67-2-8の定めるところにより、旅具通関扱いをするものと定めている。

イ 関税法基本通達67-2-8は、本邦から出国する旅客又は船舶若しくは航空機の乗組員が携帯して輸出する自動車については、「輸出・輸入託送品（携帯品・別送品）申告書」2通（原本、許可書用）を提出することにより申告させ、輸出を許可したときは1通を許可書として申告者に交付する旨定めている。

（以上、ア、イにつき乙12）

2 前提事実等（いずれも当事者間に争いが無い。このうち下記(3)から(6)までは別紙1「課税の経緯」に記載したとおりである。）

(1) 原告は、日本国内において、中古自動車販売業を営む株式会社である。

原告は、3か月間を消費税の課税期間とする特例（消費税法19条1項2号及び4号）の適用を受けている。

(2) 原告は、平成15年7月1日から平成17年6月30日までの間、ロシア人船員ら及びロシア人バイヤーらに対して中古自動車の販売を行った（以下、上記期間中、平成15年7月1日から同年9月30日までの課税期間を、「平成15年9月課税期間」といい、他の課税期間も同じようにいう。以上の各課税期間を総称して「本件各課税期間」という。）。

本件各課税期間においてロシア人船員らに対してされた中古自動車の販売（以下「本件各取引」という。）に係る売上金額等は、それぞれ、別表2-1から別表2-8まで（以下、併せて「別表2」という。）に記載のとおりである。

(3) 原告は、本件各課税期間におけるロシア人船員ら及びロシア人バイヤーらに対する中古自動車の販売が消費税法7条1項1号の「本邦からの輸出として行われる資産の譲渡」に該当し、消費税等が免除されるものとして消費税等の額を計算し、本件各課税期間の消費税等の確定申告をした。

(4) 処分行政庁は、平成18年11月29日、上記(2)の取引のうち旅具通関扱いをしたものについては消費税法7条1項1号所定の取引に該当しないとして、本件各課税期間に係る消費税等の各更正処分（以下「本件各更正処分」という。）及び過少申告加算税の各賦課決定処分（以下「本件各賦課決定処分」という。）を行った。

(5) 原告は、平成19年1月26日、本件各更正処分及び本件各賦課決定処分を不服として、異議申立てをしたところ、処分行政庁は、平成19年4月25日付けで、ロシア人バイヤーらに対する中古自動車の販売については消費税法7条1項1号所定の輸出取引に該当し消費税が免除されるとして、本件の各更正処分及び本件各賦課決定処分のうち、平成16年3月課税期間から平成17年6月課税期間までの各課税期間に係るものを、別紙1「課税の経緯」の「異議決定」欄記載のとおり、一部取り消した。

(6) 原告は、平成19年5月11日、異議決定により一部取り消された後の本件各更正処分及び本件各賦課決定処分（以下では、それぞれ異議決定による取消し後のものをいい、両処分を併せて「本件各処分」という。）の取消しを求めて、審査請求を行ったが、国税不服審判所長は、平成20年4月24日付けで、審査請求を棄却する旨の裁決をした。

(7) 原告は、平成20年8月1日、本件訴訟を提起した。

3 被告の主張する本件各処分根拠等

被告の主張する本件各処分における原告の消費税等の課税標準及び納付（還付）すべき税額の計算根拠並びに過少申告加算税額の計算根拠は、別紙2「本件各処分の根拠等」記載のとおりである。

4 本件の争点

(1) 本件各取引の消費税法7条の規定する免税取引該当性

ア 本件各取引が「本邦からの輸出として行われる資産の譲渡」（消費税法7条1項1号）に該当するか（実体的要件）

イ 本件各取引に係る税関長証明書類（消費税法7条2項、同法施行規則5条1項1号）の保存の要否・有無（手続的要件）

(2) 本件各取引を免税対象としないことが消費税法の本旨に沿わない違法な扱いといえるか

(3) 本件各処分に係る手続違反の有無

5 争点に関する当事者の主張

(1) 本件各取引の免税取引該当性について（争点(1)）

（原告の主張）

ア 原告は、本件各取引において、ロシア人船員らが購入した中古車両（以下「本件各車両」という。）を携帯品として出国する際の通関手続に必要な「輸出・輸入託送品（携帯品・別送品）申告書」の作成、税関官署の輸出検査の立会い及び船積みの港までの搬送を行っている。また、原告がロシア人船員らに対して販売した本件各車両の価格には、通関手続に係る販売手数料が含まれている。

そして、本件各取引は、専ら海外で消費されることを目的として本件各車両をロシア人船員らに売買したものであって、現にこれらの車両は、海外に移転され、海外において消費されている。

したがって、本件各取引は、実質的には、消費税法7条1項1号の規定する「本邦からの輸出として行われる資産の譲渡」に当たる。

イ 消費税法7条2項は、同条1項に規定する輸出をしたか否かを確認する方法について具体的に示したものにすぎず、その具体的な内容を消費税法施行規則5条にゆだねたのであって、税関長証明書類を保存していることが免税の要件になると解すべきではない。

また、原告は、消費税法施行規則5条1項各号に規定する税関長証明書類の記載事項を網羅した「SALES CONTRACT」を作成、保存しているし、本件各取引につき作成された「輸出・輸入託送品（携帯品・別送品）申告書」は、税関官署において保存されているのであるから、本件各取引について消費税法7条2項の定める書類の保存がないというのは不合理である。

（被告の主張）

ア 消費税法上、「資産の譲渡等」が国内で行われたかどうかの判定は、資産の譲渡等が行われる時において当該資産が所在していた場所が国内にあるかどうかにより行うこととされ（同法4条3項1号）、同法7条1項1号において免税取引とされる「輸出として行われる資産の譲渡又は貸付け」とは、文言上、内国貨物を国外に送り出す行為を伴う資産の譲渡又は貸付けをいい（関税法2条1項2号参照）、先に資産の譲渡又は貸付けが行われ、その後、当該資産が本邦から輸出された場合はこれに当たらないとされている。

原告は、本件各取引において、事業として、主にロシア人船員らに対し、舞鶴市内等に展示されていた中古自動車を売り渡しており、その後、購入者であるロシア人船員らが本件各車両を携帯品又は別送品として本邦から本邦外に持ち出し又は本邦から本邦外に向けて送り出しているのであって、通関の手続としても、ロシア人船員らが関税法基本通達67-2-8に定める旅具通関扱いの手続を行っている。

そうすると、本件各車両を本邦外に持ち出し又は送り出す行為は、ロシア人船員らが本件各車両を購入した後に、購入者であるロシア人船員らによって行われており、本件各車両の譲渡、すなわち本件各取引自体は、日本国内において行われていることになるから、消費税法7条1項に規定する輸出取引に該当しないことは明らかである。

イ また、消費税法7条2項の文言上、税関長証明書類によらなければ輸出免税措置の適用が認められないとされていることは明らかであるところ、本件各取引は、平成15年7月1日から平成17年6月30日までの間に行われ、いまだ同法施行規則5条1項所定の保存期間を経過していないにもかかわらず、税関長証明書類は存在しないというのであるから、同項による証明がされていないことになり、消費税法7条2項により、同条1項の規定は適用されない。

したがって、本件各取引は、消費税法7条2項及び同法施行規則5条1項1号所定の手続的要件を欠き、この点だけを見ても、本件各取引について、消費税法7条1項所定の輸出免税措置が適用されないことは明らかである。

(2) 本件各取引を免税対象としないことが消費税法の本旨に沿わない違法な扱いといえるかについて（争点(2)）

（原告の主張）

原告は日本国内に居住していないロシア人船員らに対して中古自動車を販売したのであるから、消費地課税主義に基づき、二重に課税されることのないように国境税調整として免税措置を規定している消費税法の本旨に沿って、本件各取引の消費税は免除されるべきである。

また、消費税法8条は、輸出物品販売場における取引について、消費税の免除について規定しているところ、その比較においても、本件各取引について輸出免税が認められないのは不公平である。

（被告の主張）

原告の主張の趣旨が、法の不備を補うため、消費税法全体の趣旨から、本件各取引についても輸出免税措置を講じるべきであるというものであるとすれば、本件各取引は、原告がロシア人船員らに売った時点で完結しており、その後の輸出取引とは無関係に課税されるものであることから、二重に課税されるようなことにはならず、免税措置の趣旨が及ぶ場面でないことは明らかである。

原告の主張の趣旨が、消費税法に規定がなくても、消費税法の趣旨から本件各取引を免税取引にすべきとの主張であれば、かかる主張は、租税要件法定主義に反して失当である。

また、消費税法8条は、本来国内取引である輸出品販売場で行われる資産の譲渡等について、輸出取引と同視できるようにするために、輸出品販売場を経営する事業者に対して税務署長の許可や最終的に輸出となる物品の消費税免税購入についての購入者誓約書の保存を要求する（同条2項、6項、同法施行令18条2項1号）など、一定の要件が設けられているのであって、免税という効果の重大性にかんがみれば、このように一定の要件を設けた場合に限って

免税を認める取扱いをしたとしても不合理なものであるとはいえない。

したがって、消費税法8条6項の許可を受けていない原告に対し、同条との比較のみから輸出免税を認めるという解釈を採ることはできない。

(3) 本件各処分に係る手続違反の有無について（争点(3)）

（原告の主張）

原告は、平成15年6月30日までは、同種の取引についても免税の取扱いを受けていたものであり、処分行政庁が、事前に免税が受けられないことを予告することなく、本件各課税期間につきさかのぼって本件各処分をすることは信義則に反する。

また、処分行政庁の担当者は、原告に対し、納得できる説明をせず、その説明内容もその時々で変わっていたことから、原告は、どのような理由で更正処分等がされるのか理解できなかった。

さらに、原告は青色申告法人であるにもかかわらず、更正通知書にも更正の理由や根拠が明示されていないかった。

したがって、本件各処分には手続上の瑕疵があり、違法である。

（被告の主張）

税務官庁は、原告に対し、原告のロシア人船員らに対する中古自動車販売で旅具通関扱いをした取引が輸出免税取引に該当すると述べたことはなく、原告が独自の見解に基づき、上記取引が輸出免税取引に該当すると判断していたにすぎないのであるから、信義則違反をいう原告の主張は失当である。なお、課税処分における信義則の適用に当たっては、租税法規の適用における平等、公平の要請を犠牲にしてもなお課税を免れさせて納税者の信頼を保護しなければ正義に反するといえるような特別な事情がなければならず、かかる特別な事情のない本件において信義則の法理が適用されないことは明らかである。

また、原告は、処分行政庁の担当者の行った説明につき、具体的な事実を主張しておらず、手続の違法性をいう点は失当である。

さらに、消費税の更正処分に際して、理由付記が必要であるとは解されていないから、原告の主張はこの点でも失当である。なお、消費税には、青色申告のような制度は存しないし、消費税の更正処分に法人税法130条2項の規定は類推適用されない。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

前記前提事実（第2の2）、証拠（甲1、乙1から3まで）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 当事者

原告は、日本国内において、中古自動車販売業を営む株式会社であり、ロシア人が主な顧客（中古自動車の購入者）となっている。

原告は、本件各課税期間において、消費税法9条の規定する免税事業者（小規模事業者）には該当せず、また、その納税地を所轄する税務署長から、同法8条6項に規定する輸物品販売場の許可を受けていない。

(2) 原告における中古自動車の取引の概要

ア 原告は、本件各課税期間における中古自動車の販売に当たり、関税法67条に基づき、原告自らが輸出者として税関長（税関長から権限の委任を受けた税関官署の長を含む。以下同

じ。)に申告して許可を受ける、いわゆる一般貨物の業務通関扱いをする取引と、中古自動車を購入したロシア人船員らが自らの携帯品として申告し許可を受ける旅具通関扱いをする取引とを行っていた。

イ 原告は、B港の周辺等において、販売スペースを設け、あらかじめ抹消登録手続を済ませた中古自動車を展示しておき、中古自動車購入を希望して同所を訪れたロシア人船員らを相手に販売交渉を行っていた。

原告は、本件各取引において、ロシア人船員らとの間で、本件各車両につき、口頭で売買契約を締結し、通常は現金で決済をした後、当該車両を積み込む貨物船が出航するまでの間(通常は1日から2日)、そのまま原告の販売スペースに保管しておき、積み込みを行う当日、原告の従業員が、本件各車両を船積みの港まで搬送し、税関官署の輸出検査の立会い等の通関手続の補助を行っていた。なお、売買契約後、船積みまでの間、当該車両に盗難や損傷が生じた場合に原告が損害賠償義務を負う旨の合意はされていなかった。

ウ 税関官署は、ロシア人船員らが携帯品として輸出する本件各車両の旅具通関について、関税法基本通達67-2-8に基づき、「輸出・輸入託送品(携帯品・別送品)申告書」を2通提出させ、通関検査をした後、当該申告書のうち、1通を税関官署において保存し、残り1通は税関長の許可印を押印し、輸出許可書として上記ロシア人船員らに交付した。

上記「輸出・輸入託送品(携帯品・別送品)申告書」を税関官署に提出するに当たっては、原告が必要事項を記入していたものの、「申告者住所氏名印」欄には、本件各車両を購入したロシア人船員が自身の氏名を記入していた。

エ 本件各車両の船舶への積み込みは、本件各車両の購入者であるロシア人船員らが行っていた。

(3) 原告の保存する書類

本件各車両の旅具通関扱いに係る「輸出・輸入託送品(携帯品・別送品)申告書」の控えは、ロシア人船員らが本国に持ち帰っており、原告は当該控えを保存していない。

2 本件各取引の消費税法7条の規定する免税取引該当性について(争点(1))

(1) 本件各取引が「本邦からの輸出として行われる資産の譲渡」(消費税法7条1項1号)に該当するか(実体的要件)について

ア 消費税法7条1項1号は、本邦からの輸出として行われる資産の譲渡又は貸付けについて、消費税を免除する旨規定するところ、ここでいう「輸出」として行われる資産の譲渡又は貸付けとは、文言上、内国貨物を国外に送り出す行為を伴う資産の譲渡又は貸付けをいい(関税法2条1項2号参照)、資産の譲渡又は貸付けが行われた後に、当該資産が本邦から輸出された場合、例えば、本邦内で資産の売買が行われ、当該資産の引渡しが行われた後に、買主が当該資産を本邦から国外に送り出す場合はこれに当たらないというべきである。

イ 前記認定事実によれば、本件各取引において、原告は、日本国内の販売スペースにおいて、ロシア人船員らに対し、本件各車両の売買につき現金で代金決済を済ませ、その後、本件各車両を購入したロシア人船員らが、自らの携帯品又は別送品として、旅具通関手続を行い、これを船舶等に積み込んで、本邦外に持ち出していることが認められる。そして、原告とロシア人船員らとの間で、代金決済後に本件各車両につき盗難や損傷が生じた場合、原告が損害賠償義務を負う旨の合意がなかったことも併せて考慮すれば、ロシア人船員らに対する本件各車両の引渡しは、代金の支払時に、原告の中古自動車の販売スペースにおいて完了していたものとみるべきである。

そうすると、本件各取引においては、日本国内において資産の譲渡が行われたもので、その後、当該資産が本邦から輸出されたものというべきであるから、消費税法7条1項1号に定める「本邦からの輸出として行われる資産の譲渡」には当たらないといわざるを得ない。

ウ 原告は、本件各車両を購入したロシア人船員らの旅具通関手続に必要な「輸出・輸入託送品（携帯品・別送品）申告書」の作成、輸出検査の立会い、船積みの港までの搬送は原告が行っており、本件各車両の販売価格に通関手続に係る販売手数料が含まれていること、専ら海外で消費されることを目的として本件各車両を売買していることから、本件各取引は、実質的には、「本邦からの輸出として行われる資産の譲渡」に当たると主張する。

しかし、旅具通関手続において本件各車両を自らの携帯品として申告し、その船積みを行うのは、これを購入したロシア人船員らである以上、たとえ原告が搬送や旅具通関手続の補助又は代行を行ったとしても、それは売主が有償で行ったサービスの一環として位置付けるべきものであって、代金決済時に本件各車両の引渡しが行われたとする前記イの判断を左右するものではない。また、本件各車両に係る売買契約が、専ら海外で消費されることを目的として締結されたとしても、消費税は、資産の譲渡等が日本国内で行われている限りは、その後の輸出の有無や実際の消費地と関係なく課税されるものであるから、この点に係る原告の主張も採用できない。

エ したがって、本件各取引は、消費税法7条1項1号に定める「本邦からの輸出として行われる資産の譲渡」には該当しない。

(2) 本件各取引に係る税関長証明書類（消費税法7条2項、同法施行規則5条1項1号）の保存の要否・有無（手続的要件）について

ア 消費税法7条2項は、その課税資産の譲渡等が同条1項各号に掲げる資産の譲渡等に該当するものであることにつき、財務省令で定めるところにより証明がされたものでない場合には、適用しない旨を規定しており、これに対応する財務省令である同法施行規則5条1項柱書及び同項1号は、同法7条1項の規定により輸出取引として消費税の免税を受けるためには、当該資産の輸出に関する税関長証明書類を整理し、当該課税資産の譲渡等を行った日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間、これを納税地又はその取引に係る事務所等に保存することにより証明がされることを要求している。したがって、事業者が税関長証明書類を所定の期間・場所で保存していない場合には、そもそも輸出免税措置の適用は認められないものである。

原告は、同法7条2項は、同条1項に規定する輸出をしたか否かを確認する方法を具体的に示したものにすぎず、税関長証明書類を保存していることそれ自体は免税の要件と解すべきでないとして主張するが、免税の要件を定めたことが文言上明らかな同条2項及び同法施行規則5条1項1号の各規定を離れた解釈というほかなく、採用できない。

そして、本件各取引においては、本件各車両を購入したロシア人船員らが自らの名義で旅具通関手続を行った上、「輸出・輸入託送品（携帯品・別送品）申告書」の交付を受ける一方、原告は税関長証明書類の交付を受けずその保存もしていなかったというのであるから、消費税法7条2項の定める手続的要件を欠くことは明らかである。

イ 原告は、本件各車両について、消費税法施行規則5条1項各号に規定する税関長証明書類の記載事項を網羅した「SALES CONTRACT」を原告が作成、保存しており、さらに、「輸出・輸入託送品（携帯品・別送品）申告書」が税関官署に保存されていることを

もって、実質的に税関長証明書類の保存と同視すべきであると主張する。

しかし、「SALES CONTRACT」の作成経緯は必ずしも明らかでないことから、そうした書類を税関長証明書類と同視すべき法的根拠はなく、その作成、保管をもって消費税法7条2項の定める要件を満たしたものとみる余地はない。

また、「輸出・輸入託送品（携帯品・別送品）申告書」は、同申告書に記載されたロシア人船員らが旅具通関手続を行ったことを証明するものであって、原告が本件各車両を輸出したことの証明になるものではないし、そもそもこれを自ら保存していないことは原告自身が認めるところであるから、税関官署がこれを保存していたとしても消費税法7条2項の定める要件を満たさないことは明らかである。

したがって、原告の主張はいずれも採用できない。

(3) 以上判断したところによれば、本件各取引は、実体的要件及び手続的要件のいずれをも欠いており、消費税法7条の規定する免税取引には当たらないというべきである。

3 本件各取引を免税対象としないことが消費税法の本旨に沿わない違法な扱いといえるかについて（争点(2)）

(1) 原告は、非居住者であるロシア人船員らとの間で行われた本件各取引については、消費税法の本旨に従って消費税を免除すべきであると主張する。

しかし、課税要件を充足する限り、税務官庁は租税を徴収しなければならないところ、本件各取引が、消費税法4条の定める「国内において事業者が行った資産の譲渡等」に該当する一方、同法7条の規定する免税取引に当たらないことから、消費税の課税要件を満たしていることは、上記2で判断したとおりであり、非居住者に対する取引であることを理由にして消費税の免除を認める消費税法その他の法令の規定はないのであるから、原告の主張は租税法律主義の見地からも失当といわざるを得ず、採用の限りでない。

(2) 原告は、消費税法8条において、輸出物品販売場での取引について消費税が免除される旨規定されていることとの均衡から、本件各取引についても免税が認められるべきであると主張する。

しかし、同条による免税については、本来国内取引であるにもかかわらず、政策的・例外的に輸出取引を行った場合と同様の効果を付与しようとするものであることを踏まえ、輸出物品販売場を経営する事業者に対して税務署長の許可や最終的に輸出となる物品の消費税免税購入についての購入者誓約書の保存を要求するなど、輸出取引が行われた場合と同視できることの担保として、一定の要件を満たした場合に限り免税を認めているにすぎない（消費税法8条2項、6項、同法施行令18条2項1号等）。したがって、輸出物品販売場の許可を得ていない原告が行う本件各取引につき免税を認める根拠はなく、輸出物品販売場における輸出物品の譲渡と異なる取扱いをすることにも合理的な理由があるというべきである。

4 本件各処分に係る手続違反の有無について（争点(3)）

原告は、平成15年6月30日までは、本件各取引と同種の取引について免税の取扱いを受けており、免税が受けられないことの予告もないまま処分行政庁が本件各処分をしたことは信義則に反する旨主張する。

しかし、租税法規に適合する課税処分について信義則の法理の適用による違法を考え得るのは、納税者間の平等公平という要請を犠牲にしてもなお当該課税処分に係る課税を免れさせて納税者の信頼を保護しなければ正義に反するといえるような特別の事情が存する場合に限られる。そ

して、ここでいう特別の事情が存するかどうかの判断に当たっては、少なくとも、税務官庁が納税者に対し信頼の対象となる公的見解を表示し、納税者が当該表示を信頼しその信頼に基づいて行動したところ、当該表示に反する課税処分が行われ、そのために納税者が経済的不利益を受けることになったものかどうか、納税者が当該表示を信頼しその信頼に基づいて行動したことについて納税者の責めに帰すべき事由がないかどうか、以上の諸点についての検討が不可欠である。

(以上につき、最高裁昭和62年10月30日第三小法廷判決・最高裁判所裁判集民事152号93頁参照)

そして、本件において、税務官庁が本件各取引のような取引は免税の対象となる旨の公的見解を表示したという事情は見当たらず、他に信義則の法理の適用の前提となる特別の事情についての主張立証もないから、信義則違反に係る原告の主張は採用できないというほかない。

また、原告は、原告が青色申告法人であるにもかかわらず、本件各更正処分に係る更正通知書に理由の付記がなかったとも主張するが、法人税の申告について青色申告の承認を受けているか否かにかかわらず、消費税等の更正通知書に更正する理由を付記すべき旨を定めた法令上の規定はないから、更正理由の付記がないことが手続上違法になるものではない。

さらに、原告は、処分行政庁の担当者が、原告に納得できる説明をせず、その説明内容もその時々で変わっていたことから、どのような理由で本件各処分がされるのか理解できなかったことを指摘して、手続上の瑕疵があったとも主張する。しかし、原告の主張を前提にしても、本件各取引が輸出免税取引に該当する旨を処分行政庁が明示的に述べたなどの事情や説明内容に明らかな誤りがあったなどの事情も見当たらないのであって、上記のとおり、消費税等の更正に当たり理由の付記が要求されていないことを考え併せれば、原告が主張する事情をもって手続上違法があったということはできない。

したがって、手続違反をいう原告の主張にはいずれも理由がない。

5 結論

(1) 以上からすれば、本件各取引は消費税法7条の定める免税取引に当たらず、当該取引に係る課税売上額も課税標準額に含めて算出することとなる。また、被告の主張する本件各更正処分の根拠のうち上記以外の点については弁論の全趣旨から認めることができるから、原告の納付すべき消費税額等は、本件各更正処分における納付すべき消費税額等と同額となり、本件各更正処分は適法である。

そして、本件各課税期間において本件各更正処分が適法であった場合の原告に賦課すべき過少申告加算税の額は、別表1の各順号⑭記載のとおり算定されるところ、原告から確定申告額が過少であったことについて国税通則法65条4項の規定する正当な理由があった旨の具体的な主張・立証もないことから、これと同額の税額を課した本件各賦課決定処分も適法である。

(2) よって、本件各処分はいずれも適法であって、原告の請求は理由がないからいずれも棄却することとし、主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第7民事部

裁判長裁判官 吉田 徹

裁判官 小林 康彦

裁判官 仲井 葉月

課税の経緯

(単位：円)

課税期間	区分	確定申告	更正処分等	異議申立て	異議決定	審査請求	裁決
(平成15年9月期) 自平成15年7月1日 至平成15年9月30日	年 月 日	平成15年12月26日	平成18年11月29日	平成19年1月26日	平成19年4月25日	平成19年5月11日	平成20年4月24日
	課税標準額	67,573,000	174,321,000	確定申告のとおり	棄却	確定申告のとおり	棄却
	仕入税額控除の額	8,008,006	8,008,006				
	納付すべき消費税額	△5,305,086	△1,035,166				
	納付すべき地方消費税額	△1,326,271	△258,791				
過少申告加算税の額	—	774,500					
(平成15年12月期) 自平成15年10月1日 至平成15年12月31日	年 月 日	平成16年3月1日	平成18年11月29日	平成19年1月26日	平成19年4月25日	平成19年5月11日	平成20年4月24日
	課税標準額	54,856,000	110,944,000	確定申告のとおり	棄却	確定申告のとおり	棄却
	仕入税額控除の額	5,324,293	5,324,293				
	納付すべき消費税額	△3,140,853	△886,533				
	納付すべき地方消費税額	△785,213	△221,633				
過少申告加算税の額	—	396,500					
(平成16年3月期) 自平成16年1月1日 至平成16年3月31日	年 月 日	平成16年5月31日	平成18年11月29日	平成19年1月26日	平成19年4月25日	平成19年5月11日	平成20年4月24日
	課税標準額	14,366,000	167,752,000	確定申告のとおり	163,547,000	確定申告のとおり	棄却
	仕入税額控除の額	8,434,009	8,434,009		8,434,009		
	納付すべき消費税額	△7,859,369	△1,723,929		△1,892,129		
	納付すべき地方消費税額	△1,964,842	△430,982		△473,032		
過少申告加算税の額	—	1,124,000	1,092,500				
(平成16年6月期) 自平成16年4月1日 至平成16年6月30日	年 月 日	平成16年8月31日	平成18年11月29日	平成19年1月26日	平成19年4月25日	平成19年5月11日	平成20年4月24日
	課税標準額	28,967,000	253,801,000	確定申告のとおり	244,272,000	確定申告のとおり	棄却
	仕入税額控除の額	12,367,203	12,367,203		12,367,203		
	納付すべき消費税額	△11,208,523	△2,215,163		△2,596,323		
	納付すべき地方消費税額	△2,802,130	△553,790		△649,080		
過少申告加算税の額	—	1,661,000	1,589,000				
(平成16年9月期) 自平成16年7月1日 至平成16年9月30日	年 月 日	平成16年11月30日	平成18年11月29日	平成19年1月26日	平成19年4月25日	平成19年5月11日	平成20年4月24日
	課税標準額	29,513,000	319,154,000	確定申告のとおり	282,297,000	確定申告のとおり	棄却
	仕入税額控除の額	15,372,215	15,372,215		15,372,215		
	納付すべき消費税額	△14,191,695	△2,606,055		△4,080,335		
	納付すべき地方消費税額	△3,547,923	△651,513		△1,020,083		
過少申告加算税の額	—	2,147,000	1,869,500				
(平成16年12月期) 自平成16年10月1日 至平成16年12月31日	年 月 日	平成17年2月28日	平成18年11月29日	平成19年1月26日	平成19年4月25日	平成19年5月11日	平成20年4月24日
	課税標準額	24,850,000	290,130,000	確定申告のとおり	266,691,000	確定申告のとおり	棄却
	仕入税額控除の額	11,012,850	11,801,176		11,801,176		
	納付すべき消費税額	△10,018,850	△195,976		△1,133,536		
	納付すべき地方消費税額	△2,504,712	△48,994		△283,384		
過少申告加算税の額	—	1,815,500	1,640,000				
(平成17年3月期) 自平成17年1月1日 至平成17年3月31日	年 月 日	平成17年5月31日	平成18年11月29日	平成19年1月26日	平成19年4月25日	平成19年5月11日	平成20年4月24日
	課税標準額	26,571,000	239,299,000	確定申告のとおり	218,231,000	確定申告のとおり	棄却
	仕入税額控除の額	11,560,871	11,560,871		11,560,871		
	納付すべき消費税額	△10,498,031	△1,988,911		△2,831,631		
	納付すべき地方消費税額	△2,624,507	△497,227		△707,907		
過少申告加算税の額	—	1,569,500	1,412,000				
(平成17年6月期) 自平成17年4月1日 至平成17年6月30日	年 月 日	平成17年8月30日	平成18年11月29日	平成19年1月26日	平成19年4月25日	平成19年5月11日	平成20年4月24日
	課税標準額	39,527,000	470,990,000	確定申告のとおり	400,349,000	確定申告のとおり	棄却
	仕入税額控除の額	19,755,403	19,755,403		19,755,403		
	納付すべき消費税額	△18,174,323	△915,803		△3,741,443		
	納付すべき地方消費税額	△4,543,580	△228,950		△935,360		
過少申告加算税の額	—	3,210,500	2,681,000				

(注) 「納付すべき消費税額」及び「納付すべき地方消費税額」欄の△印は還付金の額に相当する税額を示す。

本件各処分の根拠等

第1 本件各更正処分の計算の根拠

原告の本件各課税期間の消費税等の課税標準等並びに納付すべき消費税額及び譲渡割額（地方税法72条の77第2号）（以下「消費税額等」という。）は、次のとおりである。なお、別表1-1から同1-8まで（以下、併せて「別表1」という。）は、本件各課税期間における税額の算定根拠を示したものであり、別表2は、本件各課税期間における本件各取引による売上金額を示したものである。

1 課税標準額（別表1・各順号①）

課税標準額は、下記(1)及び(2)の金額の合計額（ただし、国税通則法118条1項に基づき1000円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

(1) 申告課税売上額（別表1・各順号②）

申告課税売上額は、原告が処分行政庁に提出した、原告の本件各課税期間における消費税等の確定申告書の「課税標準額①」に課税売上額として記載された金額と同額である。なお、平成15年9月課税期間の消費税額等の確定申告書の「課税標準額①」は、端数処理の関係で、300円の差異が生じており、また、平成15年12月課税期間の消費税等の確定申告書の「課税標準額①」として記載された金額は記載誤りであり、申告課税売上額は、同確定申告書付表2に「課税売上額」として記載された金額と同額である。

(2) 本件各取引に係る課税売上額（別表1・各順号③）

本件各取引に係る課税売上額は、別表2に記載の売上金額の本件各課税期間ごとの合計額に、消費税法28条1項に基づき、105分の100を乗じて算出した金額である。

2 課税標準額に対する消費税額（別表1・各順号④）

本件各課税期間における課税標準額に対する消費税額は、上記1において算出された金額に、消費税法29条に基づき税率100分の4を乗じて算出した金額である。

3 控除税額（別表1・各順号⑤）

控除税額は、消費税法30条に基づき算出した金額であり、原告の本件各課税期間における消費税等の確定申告書に記載された、消費税の税額計算に係る「控除対象仕入税額④」欄に記載された金額と「返還等対価に係る税額⑤」欄に記載された金額の合計額である。

なお、原告は、平成16年12月課税期間の消費税等の確定申告書において、消費税還付金等の不課税取引について非課税取引として扱い、非課税売上額に計上した上で課税売上割合を93.3パーセントと算出し一括比例配分方式により控除税額を計算していたが、消費税還付金等についてはそもそも不課税取引であって非課税売上額はゼロと計上するのが正しいことから、課税売上割合は100パーセントが正しく、課税仕入れに係る税額全額（平成16年12月課税期間の消費税等確定申告書付表2記載の「課税仕入れに係る消費税額⑨」）を控除対象としたものである。

4 控除不足還付税額（別表1・各順号⑥）

控除不足還付税額は、上記2の金額から上記3の金額を控除した後の金額である。

5 既に納付の確定した消費税額（別表1・各順号⑦）

既に納付の確定した消費税額は、原告の本件各課税期間における消費税等の確定申告書の提出により納付の確定した消費税額で、同確定申告書の「控除不足還付税額⑧」欄にそれぞれ記載された金額と同額である。

6 差引納付すべき消費税額（別表1・各順号⑧）

差引納付すべき消費税額は、上記４の金額から上記５の金額を控除した後の金額（国税通則法１１９条１項に基づき１００円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

７ 地方消費税の課税標準額（別表１・各順号⑨）

地方消費税の課税標準額は、地方税法７２条の７第２号及び７２条の８２に基づき、上記４の金額と同額である。

８ 納付すべき譲渡割額（別表１・各順号⑩）

本件各課税期間において納付すべき譲渡割額は、地方税法７２条の８３に基づき上記７の金額に税率１００分の２５を乗じて算出した金額である。

９ 既に納付の確定した譲渡割額（別表１・各順号⑪）

既に納付の確定した譲渡割額は、原告の本件各課税期間における消費税等の確定申告書の提出により納付の確定した譲渡割額で、同確定申告書の「還付額⑲」欄に記載された金額と同額である。

１０ 差引納付すべき譲渡割額（別表・各順号⑫）

差引納付すべき譲渡割額は、上記８の金額から上記９の金額を控除した後の金額（地方税法２０条の４の２第３項に基づき１００円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

１１ 差引納付すべき消費税額等（別表１・各順号⑬）

差引納付すべき消費税額は、上記６及び１０の金額の合計額である。

第２ 本件各賦課決定処分 of 計算の根拠

１ 原告は、本件各課税期間の消費税等に係る還付すべき税額を過大に申告していたものであり、これについて国税通則法６５条４項に規定する正当な理由は存在しないことから、本件各更正処分に伴って賦課されるべき本件各課税期間の過少申告加算税の額は、同法６５条１項、２項及び１１８条３項並びに地方税法附則９条の４第２項及び９条の９に基づき、差引納付すべき消費税額等（別表１・各順号⑬）。ただし、国税通則法１１８条３項の規定により１万円未満の端数を切り捨てたものに１００分の１０の割合を乗じて算出した金額と、当該金額のうち５０万円を超える部分に相当する金額に１００分の５の割合を乗じて算出した金額との合計額である（別表１・各順号⑭）。

２ したがって、本件各更正処分に伴って賦課されるべき過少申告加算税の額は、それぞれ、①平成１５年９月課税期間は７７万４５００円、②平成１５年１２月課税期間は３９万６５００円、③平成１６年３月課税期間は１０９万２５００円、④平成１６年６月課税期間は１５８万９０００円、⑤平成１６年９月課税期間は１８６万９５００円、⑥平成１６年１２月課税期間は１６４万円、⑦平成１７年３月課税期間は１４１万２０００円、⑧平成１７年６月課税期間は２６８万１０００円である。

別表 1 - 1

平成 15 年 9 月課税期間の消費税等

(単位：円)

区分		順号	金額	
消費税	課税標準額 (②+③)	①	174,321,000	
	内 訳	消費税等の確定申告書の「課税標準額」等	②	67,573,300
		本件各取引に係る課税売上額	③	106,747,955
	課税標準額に対する消費税額	④	6,972,840	
	控除税額	⑤	8,008,006	
	控除不足還付税額 (④-⑤)	⑥	△1,035,166	
	既に納付の確定した消費税額	⑦	△5,305,086	
	差引納付すべき消費税額 (⑥-⑦)	⑧	4,269,900	
地方 消費 税	地方消費税の課税標準となる消費税額	⑨	△1,035,166	
	納付すべき譲渡割額	⑩	△258,791	
	既に納付の確定した譲渡割額	⑪	△1,326,271	
	差引納付すべき譲渡割額 (⑩-⑪)	⑫	1,067,400	
差引納付すべき消費税額等 (⑧+⑫)	⑬	5,337,300		
過少申告加算税	⑭	774,500		

注 1 「課税標準額 (②+③)」(順号①) 欄は千円未満の端数を切り捨てた金額である。

注 2 「内訳・消費税等の確定申告書の「課税標準額」等」(順号②) 欄の数値は、申告書付表 2 の数値(千円未満の端数切捨て前の数値)を記載した。

注 3 「差引納付すべき消費税額 (⑥-⑦)」(順号⑧) 欄及び「差引納付すべき譲渡割額 (⑩-⑪)」(順号⑫) 欄は、百円未満の端数を切り捨てた金額である。

別表 1 - 2

平成 15 年 1 2 月課税期間の消費税等

(単位：円)

区分		順号	金額	
消費税	課税標準額 (②+③)	①	110,944,000	
	内 訳	消費税等の確定申告書の「課税標準額」等	②	54,586,476
		本件各取引に係る課税売上額	③	56,358,067
	課税標準額に対する消費税額	④	4,437,760	
	控除税額	⑤	5,324,293	
	控除不足還付税額 (④-⑤)	⑥	△886,533	
	既に納付の確定した消費税額	⑦	△3,140,853	
	差引納付すべき消費税額 (⑥-⑦)	⑧	2,254,300	
地方 消費 税	地方消費税の課税標準となる消費税額	⑨	△886,533	
	納付すべき譲渡割額	⑩	△221,633	
	既に納付の確定した譲渡割額	⑪	△785,213	
	差引納付すべき譲渡割額 (⑩-⑪)	⑫	563,500	
差引納付すべき消費税額等 (⑧+⑫)	⑬	2,817,800		
過少申告加算税	⑭	396,500		

注 1 「課税標準額 (②+③)」(順号①) 欄は千円未満の端数を切り捨てた金額である。

注 2 「内訳・消費税等の確定申告書の「課税標準額」等」(順号②) 欄の数値は、確定申告書の「課税標準額①」に記載誤りがあったため、申告書付表 2 の数値(千円未満の端数切捨て前の数値)を記載した。

注 3 「差引納付すべき消費税額 (⑥-⑦)」(順号⑧) 欄及び「差引納付すべき譲渡割額 (⑩-⑪)」(順号⑫) 欄は、百円未満の端数を切り捨てた金額である。

別表 1 - 3

平成 16 年 3 月課税期間の消費税等

(単位：円)

区分		順号	金額	
消費税	課税標準額 (②+③)	①	163,547,000	
	内訳	消費税等の確定申告書の「課税標準額」等	②	14,366,000
		本件各取引に係る課税売上額	③	149,181,297
	課税標準額に対する消費税額	④	6,541,880	
	控除税額	⑤	8,434,009	
	控除不足還付税額 (④-⑤)	⑥	△1,892,129	
	既に納付の確定した消費税額	⑦	△7,859,369	
	差引納付すべき消費税額 (⑥-⑦)	⑧	5,967,200	
地方消費税	地方消費税の課税標準となる消費税額	⑨	△1,892,129	
	納付すべき譲渡割額	⑩	△473,032	
	既に納付の確定した譲渡割額	⑪	△1,964,842	
	差引納付すべき譲渡割額 (⑩-⑪)	⑫	1,491,800	
差引納付すべき消費税額等 (⑧+⑫)		⑬	7,459,000	
過少申告加算税		⑭	1,092,500	

注 1 「課税標準額 (②+③)」(順号①) 欄は千円未満の端数を切り捨てた金額である。

注 2 「差引納付すべき消費税額 (⑥-⑦)」(順号⑧) 欄及び「差引納付すべき譲渡割額 (⑩-⑪)」(順号⑫) 欄は、百円未満の端数を切り捨てた金額である。

別表 1 - 4

平成 16 年 6 月課税期間の消費税等

(単位：円)

区分		順号	金額	
消費税	課税標準額 (②+③)	①	244,272,000	
	内訳	消費税等の確定申告書の「課税標準額」等	②	28,967,000
		本件各取引に係る課税売上額	③	215,305,689
	課税標準額に対する消費税額	④	9,770,880	
	控除税額	⑤	12,367,203	
	控除不足還付税額 (④-⑤)	⑥	△2,596,323	
	既に納付の確定した消費税額	⑦	△11,208,523	
	差引納付すべき消費税額 (⑥-⑦)	⑧	8,612,200	
地方消費税	地方消費税の課税標準となる消費税額	⑨	△2,596,323	
	納付すべき譲渡割額	⑩	△649,080	
	既に納付の確定した譲渡割額	⑪	△2,802,130	
	差引納付すべき譲渡割額 (⑩-⑪)	⑫	2,153,000	
差引納付すべき消費税額等 (⑧+⑫)		⑬	10,765,200	
過少申告加算税		⑭	1,589,000	

注 1 「課税標準額 (②+③)」(順号①) 欄は千円未満の端数を切り捨てた金額である。

注 2 「差引納付すべき消費税額 (⑥-⑦)」(順号⑧) 欄及び「差引納付すべき譲渡割額 (⑩-⑪)」(順号⑫) 欄は、百円未満の端数を切り捨てた金額である。

別表 1 - 5

平成 16 年 9 月課税期間の消費税等

(単位：円)

区分		順号	金額	
消費税	課税標準額 (②+③)	①	282,297,000	
	内 訳	消費税等の確定申告書の「課税標準額」等	②	29,513,000
		本件各取引に係る課税売上額	③	252,784,086
	課税標準額に対する消費税額	④	11,291,880	
	控除税額	⑤	15,372,215	
	控除不足還付税額 (④-⑤)	⑥	△4,080,335	
	既に納付の確定した消費税額	⑦	△14,191,695	
	差引納付すべき消費税額 (⑥-⑦)	⑧	10,111,300	
地方消費税	地方消費税の課税標準となる消費税額	⑨	△4,080,335	
	納付すべき譲渡割額	⑩	△1,020,083	
	既に納付の確定した譲渡割額	⑪	△3,547,923	
	差引納付すべき譲渡割額 (⑩-⑪)	⑫	2,527,800	
差引納付すべき消費税額等 (⑧+⑫)		⑬	12,639,100	
過少申告加算税		⑭	1,869,500	

注 1 「課税標準額 (②+③)」(順号①) 欄は千円未満の端数を切り捨てた金額である。

注 2 「差引納付すべき消費税額 (⑥-⑦)」(順号⑧) 欄及び「差引納付すべき譲渡割額 (⑩-⑪)」(順号⑫) 欄は、百円未満の端数を切り捨てた金額である。

別表 1 - 6

平成 16 年 1 2 月課税期間の消費税等

(単位：円)

区分		順号	金額	
消費税	課税標準額 (②+③)	①	266,691,000	
	内 訳	消費税等の確定申告書の「課税標準額」等	②	24,850,000
		本件各取引に係る課税売上額	③	241,841,293
	課税標準額に対する消費税額	④	10,667,640	
	控除税額	⑤	11,801,176	
	控除不足還付税額 (④-⑤)	⑥	△1,133,536	
	既に納付の確定した消費税額	⑦	△10,018,850	
	差引納付すべき消費税額 (⑥-⑦)	⑧	8,885,300	
地方消費税	地方消費税の課税標準となる消費税額	⑨	△1,133,536	
	納付すべき譲渡割額	⑩	△283,384	
	既に納付の確定した譲渡割額	⑪	△2,504,712	
	差引納付すべき譲渡割額 (⑩-⑪)	⑫	2,221,300	
差引納付すべき消費税額等 (⑧+⑫)		⑬	11,106,600	
過少申告加算税		⑭	1,640,000	

注 1 「課税標準額 (②+③)」(順号①) 欄は千円未満の端数を切り捨てた金額である。

注 2 「差引納付すべき消費税額 (⑥-⑦)」(順号⑧) 欄及び「差引納付すべき譲渡割額 (⑩-⑪)」(順号⑫) 欄は、百円未満の端数を切り捨てた金額である。

注 3 課税売上割合が 95%以上であると認められるため「控除対象仕入税額」(順号⑤) 欄には課税仕入れに係る消費税額等の全額を記入している。

別表 1 - 7

平成 17 年 3 月課税期間の消費税等

(単位：円)

区分		順号	金額	
消費税	課税標準額 (②+③)	①	218,231,000	
	内訳	消費税等の確定申告書の「課税標準額」等	②	26,571,000
		本件各取引に係る課税売上額	③	191,660,040
	課税標準額に対する消費税額	④	8,729,240	
	控除税額	⑤	11,560,871	
	控除不足還付税額 (④-⑤)	⑥	△2,831,631	
	既に納付の確定した消費税額	⑦	△10,498,031	
	差引納付すべき消費税額 (⑥-⑦)	⑧	7,666,400	
地方消費税	地方消費税の課税標準となる消費税額	⑨	△2,831,631	
	納付すべき譲渡割額	⑩	△707,907	
	既に納付の確定した譲渡割額	⑪	△2,624,507	
	差引納付すべき譲渡割額 (⑩-⑪)	⑫	1,916,600	
差引納付すべき消費税額等 (⑧+⑫)		⑬	9,583,000	
過少申告加算税		⑭	1,412,000	

注 1 「課税標準額 (②+③)」(順号①) 欄は千円未満の端数を切り捨てた金額である。

注 2 「差引納付すべき消費税額 (⑥-⑦)」(順号⑧) 欄及び「差引納付すべき譲渡割額 (⑩-⑪)」(順号⑫) 欄は、百円未満の端数を切り捨てた金額である。

別表 1 - 8

平成 17 年 6 月課税期間の消費税等

(単位：円)

区分		順号	金額	
消費税	課税標準額 (②+③)	①	400,349,000	
	内訳	消費税等の確定申告書の「課税標準額」等	②	39,527,000
		本件各取引に係る課税売上額	③	360,822,355
	課税標準額に対する消費税額	④	16,013,960	
	控除税額	⑤	19,755,403	
	控除不足還付税額 (④-⑤)	⑥	△3,741,443	
	既に納付の確定した消費税額	⑦	△18,174,323	
	差引納付すべき消費税額 (⑥-⑦)	⑧	14,432,800	
地方消費税	地方消費税の課税標準となる消費税額	⑨	△3,741,443	
	納付すべき譲渡割額	⑩	△935,360	
	既に納付の確定した譲渡割額	⑪	△4,543,580	
	差引納付すべき譲渡割額 (⑩-⑪)	⑫	3,608,200	
差引納付すべき消費税額等 (⑧+⑫)		⑬	18,041,000	
過少申告加算税		⑭	2,681,000	

注 1 「課税標準額 (②+③)」(順号①) 欄は千円未満の端数を切り捨てた金額である。

注 2 「差引納付すべき消費税額 (⑥-⑦)」(順号⑧) 欄及び「差引納付すべき譲渡割額 (⑩-⑪)」(順号⑫) 欄は、百円未満の端数を切り捨てた金額である。

別表 2 - 1

平成 1 5 年 9 月 課税 期間

売上年月日	売上金額			船名等
	米国ドル	日本円	円換算額	
平15. 7. 4	39, 300		4, 613, 820	
平15. 7. 4	31, 700		3, 721, 580	
平15. 7. 4	24, 300		2, 852, 820	
平15. 7. 5	41, 450		4, 866, 230	
平15. 7. 7	37, 900		4, 441, 880	
平15. 7. 8	30, 400		3, 562, 880	
平15. 7. 9	75, 550		8, 873, 347	
平15. 7. 9	30, 700		3, 605, 715	
平15. 7. 14	18, 800		2, 194, 900	
平15. 7. 15	46, 800		5, 463, 900	
平15. 7. 16	22, 800		2, 677, 860	
平15. 7. 16	31, 500		3, 699, 675	
平15. 7. 18	38, 700		4, 564, 665	
平15. 7. 18	45, 450		5, 360, 827	
平15. 7. 19	80, 000		9, 436, 000	
平15. 7. 19	10, 100		1, 191, 295	
平15. 7. 23		1, 945, 000	1, 945, 000	
平15. 7. 24	3, 400		400, 860	
平15. 7. 25	12, 000		1, 419, 600	
平15. 7. 29	8, 100		959, 850	
平15. 8. 1	12, 500		1, 494, 375	
平15. 8. 1	1, 700		203, 235	
平15. 8. 20	10, 400		1, 224, 600	
平15. 8. 20	15, 400		1, 813, 350	
平15. 8. 20	23, 400		2, 755, 350	
平15. 8. 20	15, 400		1, 813, 350	
平15. 8. 29	23, 000		2, 671, 450	
平15. 9. 1		160, 000	160, 000	
平15. 9. 3	3, 000		346, 350	
平15. 9. 8	2, 200		255, 860	
平15. 9. 9	9, 300		1, 076, 010	
平15. 9. 9	47, 150		5, 455, 255	
平15. 9. 11	2, 900		336, 835	
平15. 9. 12	18, 450		2, 143, 890	
平15. 9. 19	10, 100		1, 155, 945	
平15. 9. 20	1, 400		160, 230	
平15. 9. 23	43, 450		4, 842, 502	
平15. 9. 24	27, 750		3, 087, 187	
平15. 9. 30	36, 200		3, 991, 050	
平15. 9. 30	11, 300		1, 245, 825	
合計額	943, 950	2, 105, 000	112, 085, 353	
消費税等控除後の合計額			106, 747, 955	

注 米国ドルの換算は、売上計上日等の対顧客直物電信買相場 (T T B レート) によって計算している。

別表 2 - 2

平成 1 5 年 1 2 月 課税 期間

売上年月日	売上金額			船名等
	米国ドル	日本円	円換算額	
平15. 10. 6	13, 050		1, 437, 457	
平15. 10. 15	1, 900		205, 010	
平15. 10. 15	9, 200		992, 680	
平15. 10. 15	2, 300		248, 170	
平15. 10. 15		900, 000	900, 000	
平15. 10. 21	50, 300		5, 475, 155	
平15. 10. 29	35, 200		3, 771, 680	
平15. 10. 31	1, 650		177, 870	
平15. 11. 1	40, 150		4, 328, 170	
平15. 11. 5	40, 150		4, 368, 320	
平15. 11. 12	48, 650		5, 244, 470	
平15. 11. 12	1, 500		161, 700	
平15. 11. 13	2, 400		258, 360	
平15. 11. 14	6, 400		686, 080	
平15. 11. 14	4, 900		525, 280	
平15. 11. 26	7, 500		813, 375	
平15. 11. 28	25, 700		2, 787, 165	
平15. 11. 28	10, 900		1, 182, 105	
平15. 11. 29	1, 400		151, 830	
平15. 11. 29	32, 250		3, 497, 512	
平15. 12. 1	5, 900		643, 100	
平15. 12. 2	7, 600		823, 460	
平15. 12. 8	9, 250		986, 975	
平15. 12. 9	31, 450		3, 346, 280	
平15. 12. 9	9, 300		989, 520	
平15. 12. 10	14, 750		1, 567, 187	
平15. 12. 16	26, 500		2, 831, 525	
平15. 12. 17	6, 700		713, 215	
平15. 12. 17	38, 600		4, 108, 970	
平15. 12. 24	55, 900		5, 953, 350	
合計額	541, 450	900, 000	59, 175, 971	
消費税等控除後の合計額			56, 358, 067	

注 米国ドルの換算は、売上計上日等の対顧客直物電信買相場 (T T B レート) によって計算している。

別表 2 - 3

平成 16 年 3 月課税期間

売上年月日	売上金額			船名等
	米国ドル	日本円	円換算額	
平16. 1. 16	46,050		4,846,302	
平16. 1. 20	700		74,438	
平16. 1. 23	12,450		1,310,985	
平16. 1. 27	42,550		4,474,132	
平16. 1. 30	6,500		683,020	
平16. 1. 30	48,000		5,043,840	
平16. 2. 3	41,350		4,345,058	
平16. 2. 13	89,700		9,365,577	
平16. 2. 13	85,850		8,963,598	
平16. 2. 16	60,250		6,295,522	
平16. 2. 23	1,700		184,093	
平16. 2. 23	20,750		2,247,017	
平16. 2. 24	46,450		4,992,446	
平16. 2. 24	5,100		548,148	
平16. 2. 25	12,600		1,350,846	
平16. 2. 27	51,200		5,561,344	
平16. 2. 29	80,500		8,743,910	
平16. 2. 29	4,300		467,066	
平16. 2. 29	50,750		5,512,465	
平16. 3. 1	83,900		9,085,531	
平16. 3. 2	69,500		7,504,610	
平16. 3. 3	7,500		818,775	
平16. 3. 3	8,050		878,818	
平16. 3. 4	1,200		131,016	
平16. 3. 4	15,650		1,708,667	
平16. 3. 5	25,050		2,764,768	
平16. 3. 9	48,050		5,301,356	
平16. 3. 9	69,350		7,651,385	
平16. 3. 9	1,700		187,561	
平16. 3. 15	4,300		472,441	
平16. 3. 16	70,300		7,683,087	
平16. 3. 18	83,950		8,998,600	
平16. 3. 22	58,050		6,165,490	
平16. 3. 22		1,180,000	1,180,000	
平16. 3. 23	14,200		1,502,360	
平16. 3. 24	1,400		148,358	
平16. 3. 24	73,850		7,825,884	
平16. 3. 25	92,250		9,693,630	
平16. 3. 25	9,200		966,736	
平16. 3. 25	9,150		961,482	
合計額	1,453,350	1,180,000	156,640,362	
消費税等控除後の合計額			149,181,297	

注 米国ドルの換算は、売上計上日等の対顧客直物電信買相場 (T T B レート) によって計算している。

別表 2 - 4

平成 1 6 年 6 月 課税期間

売上年月日	売上金額			船名等
	米国ドル	日本円	円換算額	
平16. 4. 2	15, 100		1, 554, 696	
平16. 4. 5	114, 800		11, 877, 208	
平16. 4. 6	46, 000		4, 812, 980	
平16. 4. 12	1, 600		168, 704	
平16. 4. 16	48, 900		5, 264, 574	
平16. 4. 16	63, 000		6, 782, 580	
平16. 4. 21	93, 750		10, 110, 000	
平16. 4. 22	85, 400		9, 256, 506	
平16. 4. 22	1, 650		178, 843	
平16. 4. 23	50, 500		5, 489, 855	
平16. 4. 23	5, 300		576, 163	
平16. 4. 26	7, 500		812, 250	
平16. 4. 28	82, 850		8, 992, 539	
平16. 4. 30	60, 150		6, 577, 402	
平16. 5. 7	31, 350		3, 423, 733	
平16. 5. 11	16, 150		1, 816, 390	
平16. 5. 11	66, 800		7, 512, 996	
平16. 5. 14	36, 650		4, 159, 775	
平16. 5. 14	53, 200		6, 038, 200	
平16. 5. 14	8, 800		998, 800	
平16. 5. 14	24, 600		2, 792, 100	
平16. 5. 17	60, 000		6, 780, 000	
平16. 5. 18	68, 900		7, 805, 681	
平16. 5. 21	71, 900		8, 037, 701	
平16. 5. 24	118, 350		13, 171, 171	
平16. 5. 25	31, 300		3, 507, 478	
平16. 5. 26	21, 500		2, 381, 555	
平16. 5. 27	17, 700		1, 966, 470	
平16. 6. 4	132, 950		14, 639, 124	
平16. 6. 4	48, 150		5, 301, 796	
平16. 6. 4	43, 900		4, 833, 829	
平16. 6. 7	114, 200		12, 538, 018	
平16. 6. 7	4, 700		516, 013	
平16. 6. 8	21, 050		2, 287, 714	
平16. 6. 10	30, 350		3, 318, 469	
平16. 6. 11	2, 200		238, 568	
平16. 6. 14	2, 300		251, 275	
平16. 6. 18	85, 800		9, 328, 176	
平16. 6. 19	4, 150		451, 188	
平16. 6. 19	51, 950		5, 648, 004	
平16. 6. 22	41, 450		4, 462, 092	
平16. 6. 22	39, 000		4, 198, 350	
平16. 6. 22	5, 500		592, 075	
平16. 6. 29	133, 700		14, 351, 358	
平16. 6. 30	2, 500		268, 575	
合計額	2, 067, 550	0	226, 070, 974	
消費税等控除後の合計額			215, 305, 689	

注 米国ドルの換算は、売上計上日等の対顧客直物電信買相場(TTBレート)によって計算している。

別表 2 - 5

平成 16 年 9 月 課税期間

売上年月日	売上金額			船名等
	米国ドル	日本円	円換算額	
平16. 7. 1	55,500		5,955,150	
平16. 7. 6	101,450		10,990,078	
平16. 7. 7	35,400		3,830,988	
平16. 7. 9	12,300		1,324,833	
平16. 7. 15	148,400		16,082,108	
平16. 7. 16	104,550		11,376,085	
平16. 7. 16	4,300		467,883	
平16. 7. 20	70,000		7,525,700	
平16. 7. 22	60,400		6,572,124	
平16. 7. 22	47,250		5,141,272	
平16. 7. 23	61,500		6,696,735	
平16. 7. 23	13,500		1,470,015	
平16. 7. 27	24,500		2,666,825	
平16. 7. 28	99,000		10,891,980	
平16. 7. 29	16,200		1,793,178	
平16. 7. 31	74,250		8,250,660	
平16. 7. 31	87,550		9,728,556	
平16. 8. 2	45,200		4,986,012	
平16. 8. 7	68,500		7,591,170	
平16. 8. 7	42,650		4,726,473	
平16. 8. 9	17,800		1,946,430	
平16. 8. 10	152,850		16,767,645	
平16. 8. 13	167,050		18,492,435	
平16. 8. 20	60,450		6,557,011	
平16. 8. 24	59,250		6,452,325	
平16. 8. 26	93,800		10,231,704	
平16. 8. 26	69,400		7,570,152	
平16. 8. 27	35,700		3,879,876	
平16. 9. 1	73,400		7,936,742	
平16. 9. 9	77,750		8,424,212	
平16. 9. 9	84,600		9,166,410	
平16. 9. 9	61,650		6,679,777	
平16. 9. 16	105,550		11,501,783	
平16. 9. 16	9,500		1,035,215	
平16. 9. 24	128,900		14,128,729	
平16. 9. 27	28,500		3,124,740	
平16. 9. 28	31,400		3,460,280	
合計額	2,429,950	0	265,423,291	
消費税等控除後の合計額			252,784,086	

注 米国ドルの換算は、売上計上日等の対顧客直物電信買相場 (T T B レート) によって計算している。

別表 2 - 6

平成 16 年 1 2 月課税期間

売上年月日	売上金額			船名等
	米国ドル	日本円	円換算額	
平16. 10. 1	68,300		7,453,579	
平16. 10. 1	40,300		4,397,939	
平16. 10. 6	15,700		1,730,297	
平16. 10. 8	48,600		5,357,178	
平16. 10. 9	45,950		5,065,068	
平16. 10. 13	95,350		10,356,917	
平16. 10. 14	62,200		6,769,226	
平16. 10. 16	132,000		14,345,760	
平16. 10. 19	82,550		8,950,071	
平16. 10. 27	84,350		8,922,543	
平16. 10. 29	28,600		3,008,148	
平16. 10. 30	63,450		6,673,671	
平16. 10. 30	86,400		9,087,552	
平16. 11. 4	131,900		13,878,518	
平16. 11. 4	75,500		7,944,110	
平16. 11. 11	56,750		6,008,690	
平16. 11. 12	123,300		13,034,043	
平16. 11. 15	37,000		3,861,690	
平16. 11. 19	62,550		6,461,415	
平16. 11. 20	127,050		13,124,265	
平16. 11. 25	102,400		10,434,560	
平16. 11. 27	35,500		3,607,155	
平16. 12. 1	107,000		10,894,740	
平16. 12. 1	33,800		3,441,516	
平16. 12. 7	55,600		5,682,876	
平16. 12. 10	80,900		8,401,465	
平16. 12. 10	63,200		6,563,320	
平16. 12. 15	30,700		3,202,010	
平16. 12. 15	136,400		14,226,520	
平16. 12. 20	65,900		6,814,060	
平16. 12. 24	50,300		5,167,319	
平16. 12. 25	46,700		4,797,491	
平16. 12. 27	5,000		514,600	
平16. 12. 28	107,750		11,015,282	
平16. 12. 28	26,800		2,739,764	
合計額	2,415,750	0	253,933,358	
消費税等控除後の合計額			241,841,293	

注 米国ドルの換算は、売上計上日等の対顧客直物電信買相場(TTBレート)によって計算している。

別表 2 - 7

平成 1 7 年 3 月 課税期間

売上年月日	売上金額			船名等
	米国ドル	日本円	円換算額	
平17. 1. 17	160, 850		16, 271, 586	
平17. 1. 17	79, 500		8, 042, 220	
平17. 1. 28	58, 550		5, 977, 955	
平17. 1. 28	65, 350		6, 672, 235	
平17. 1. 31	47, 400		4, 863, 714	
平17. 1. 31	9, 400		964, 534	
平17. 2. 4	40, 000		4, 141, 600	
平17. 2. 8	141, 200		14, 680, 564	
平17. 2. 15	115, 700		12, 058, 254	
平17. 2. 21	56, 300		5, 894, 047	
平17. 2. 21	70, 950		7, 427, 755	
平17. 2. 23	8, 300		858, 303	
平17. 2. 25	79, 100		8, 258, 040	
平17. 2. 28	25, 600		2, 655, 744	
平17. 3. 1	229, 000		23, 706, 080	
平17. 3. 2	5, 500		570, 020	
平17. 3. 4	54, 400		5, 678, 272	
平17. 3. 7	9, 900		1, 026, 828	
平17. 3. 11	42, 200		4, 354, 196	
平17. 3. 12	49, 750		5, 133, 205	
平17. 3. 14	57, 600		5, 941, 440	
平17. 3. 17	141, 100		14, 582, 685	
平17. 3. 19	107, 400		11, 141, 676	
平17. 3. 19	100, 600		10, 436, 244	
平17. 3. 19	19, 200		1, 991, 808	
平17. 3. 25	104, 150		10, 984, 700	
平17. 3. 29	51, 250		5, 447, 875	
平17. 3. 30	13, 900		1, 481, 462	
合計額	1, 944, 150	0	201, 243, 042	
消費税等控除後の合計額			191, 660, 040	

注 米国ドルの換算は、売上計上日等の対顧客直物電信買相場 (T T B レート) によって計算している。

別表 2 - 8

平成 17 年 6 月課税期間

売上年月日	売上金額			船名等
	米国ドル	日本円	円換算額	
平17. 4. 1	39,450		4,200,636	
平17. 4. 2	60,800		6,473,984	
平17. 4. 2	4,500		479,160	
平17. 4. 5	50,200		5,393,488	
平17. 4. 7	162,650		17,527,164	
平17. 4. 14	115,450		12,282,725	
平17. 4. 15	63,450		6,809,454	
平17. 4. 16	96,650		10,372,478	
平17. 4. 21	137,500		14,550,250	
平17. 4. 22	123,400		13,071,762	
平17. 4. 28	33,800		3,560,830	
平17. 4. 28	25,900		2,728,565	
平17. 4. 29	172,350		18,157,072	
平17. 4. 29	31,200		3,286,920	
平17. 5. 2	35,450		3,698,853	
平17. 5. 11	50,400		5,269,824	
平17. 5. 13	197,600		20,919,912	
平17. 5. 14	20,300		2,149,161	
平17. 5. 16	23,600		2,512,456	
平17. 5. 16	115,800		12,328,068	
平17. 5. 17	100,700		10,655,067	
平17. 5. 18	34,250		3,649,680	
平17. 5. 18	52,650		5,610,384	
平17. 5. 25	19,100		2,036,060	
平17. 5. 27	152,250		16,296,840	
平17. 5. 27	39,400		4,217,376	
平17. 5. 27	78,700		8,424,048	
平17. 6. 2	90,150		9,710,958	
平17. 6. 3	8,100		867,591	
平17. 6. 3	88,500		9,479,235	
平17. 6. 4	27,250		2,918,747	
平17. 6. 6	52,650		5,617,228	
平17. 6. 7	71,600		7,583,156	
平17. 6. 8	143,750		15,200,125	
平17. 6. 10	192,200		20,490,442	
平17. 6. 14	44,100		4,782,204	
平17. 6. 16	82,000		8,880,600	
平17. 6. 16	17,200		1,862,760	
平17. 6. 17	51,900		5,601,567	
平17. 6. 17	12,700		1,370,711	
平17. 6. 19	57,900		6,249,147	
平17. 6. 20	83,950		9,059,044	
平17. 6. 22	4,900		526,799	
平17. 6. 23	44,950		4,842,463	
平17. 6. 28	224,900		24,390,405	
平17. 6. 30	54,350		5,957,847	
平17. 6. 30	120,900		13,253,058	
平17. 6. 30	14,700		1,611,414	
平17. 6. 30	11,050		1,211,301	
平17. 6. 30	6,700		734,454	
合計額	3,543,900	0	378,863,473	
消費税等控除後の合計額			360,822,355	

注 米国ドルの換算は、売上計上日等の対顧客直物電信買相場(TTBレート)によって計算している。